

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和元年8月21日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和元年8月21日(水) 午前 9時59分 開会
午前10時36分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	松本 暁彦	副委員長	村上 英明	委員	増永 和起
委員	森西 正	委員	檜村 一臣	委員	香川 良平
議長	嶋野 浩一朗	副議長	福住 礼子		

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡 長子 同局次長 溝口 哲也
同局総括参与 藤井 智哉 同局主幹兼総括主査 香山 叔彦
同局書記 竹内 恵

1. 案件

摂津市議会BCP(案)について

(午前9時59分 開会)

○松本暁彦委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

それでは、摂津市議会BCP(案)について、協議をいたします。

去る8月8日の本委員会で、議会BCPについて全会一致によりB案で協議していくことを決定いただき、その後各会派よりご意見をいただきました。

その中でわかりやすいようにとのご意見もいただいておりますことから、長い文章などは一部を省略するとともに、別紙として1枚に集約するなど、全体的に見やすくなるように所要の見直しを行っております。

つきましては、前回の本委員会でご意見なかった部分につきましても、見やすくするために表示方法等を変更しておりますので、まず初めに私から変更点について、関連する項目ごとにご説明をさせていただいた後、ご意見、ご質問等がございましたら説明後にお受けし、最後は全体を通してのご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、構成につきましては、1ページ目の目次のとおり、大きな項目を二つ追加し、全7項目としております。1から3については、本計画の指針及び心構えを示すものであり、4以降が議会BCPを具体化したところとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、2ページをごらんください。

まず、1、目的から3、災害時の市との連携、協力関係についてご説明いたします。

この1から3につきましては、先ほどご説明いたしました本計画の指針及び心構

えのところであり、前回の本委員会で各会派よりご意見がなかったところではございますが、文章を精査し、わかりやすくするため、記載のとおり文言の一部を修正しております。

それでは、1、目的から3、災害時の市との連携協力関係についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松本暁彦委員長 それでは、特にないようなので、次に移らせていただきます。

それでは次に、4、議会BCPの発動基準及び5、業務体制及び活動基準についてご説明いたします。

4の議会BCP発動基準につきましては、前回の本委員会での発動時期の疑問点も踏まえ、議会BCPは地域防災計画を補完するものであることから、当該計画を準用するとともに、議会BCPの発動基準を明確化するため、(1)、基準の部分を追加しております。

そして次に、5、業務体制及び活動基準についてですが、こちらにつきましては5番として、新しく項目番号を割り振っております。

まず、(1)の①、議員の指揮命令系統については、わかりやすくするため文章を精査し、必要な箇所のみを表示しております。

また、前回の本委員会でご意見のありました議長の職務代理者については、地方自治法第107条を準用し、順位の第2位として年長議員としております。年長議員としたことにより、最年長議員が不在の場合でも次の年長議員が職務代理者となり、必ずどなたかが該当することで、職務代理者が不在とならないことから、指揮命令系統を維持することができるものと考えてお

ります。

次に、②、議会事務局の指揮命令系統については、議員と同様に順位を表で示しておりましたが、文言を「局長が不在のときは次の職位の者が職務を代理する」とすることで、表を記載する必要がなくなるため、記載のとおり修正をしております。

次に、(2)、議長の役割についてですが、こちらは各項目に記載のありました議長の役割を抜き出して明記したものになります。議会BCPでは、特に議長の役割は重要なものとなることから、わかりやすいように一つの項目として集約し、新たに項目を追加したものでございます。

次に、(3)、連絡会議の開会についてですが、冒頭の文言修正を行い、③、所掌事務のうち、議長の役割と重なる部分を削除しております。

次に、(4)、議会BCP発動期間中における議員の行動指針についてですが、変更前は議員や議会事務局の行動指針が同じ項目で表示していたため、わかりにくいものとなっていたことから、議員の行動指針については本計画の後ろで添付しております別紙1として、1枚にまとめさせていただきます。

それでは、別紙1をごらんください。

こちらにつきましては、趣旨、議会運営の停止などについて項目をし、追加し、ご意見がありました消防団の箇所については記載のとおり削除しております。

続きまして、(5)、議会BCP発動期間中における議会事務局の行動指針についても、議会事務局の行動指針を別紙2として1枚にまとめております。

別紙2のほうをごらんください。

別紙2は、別紙1の議員の行動指針と整合をとるために一部追加するとともに、ご

意見がありました情報伝達方法については、(3)、情報伝達としてメール、ファクス、または電話等記載をしております。

なお、本計画書に添付しております別紙3として、議員、職員個別安否確認表を、別紙4として情報収集受信表を新たに添付させていただきました。これらの表は、昨年のおおさか北部地震を受けて議会事務局で作成したものでございますが、議会事務局の行動指針の中で安否確認や議員からの情報収集について記載していることから、実際に使用するこれらの表についても添付をさせていただきました。

それでは、4、議会BCP発動基準及び5の業務体制及び活動基準について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 4ページの連絡会議の分、2番の議長の役割と3番の連絡会議のところなんですけれども、今、議長の役割のほうに載っているの、連絡会議の中の所掌事務のAとイは割愛するという説明だったんですけれども、議長の役割として載っているというのは、市対策本部の情報を収集して議員に提供するというのと、この連絡会議として市対策本部から入手した災害情報というのを、会議としてそれをそれぞれ中身を精査して、また議員に提供するというのは、必ずしも一致しない、もう議長がそれぞれやるのは適時出てきた情報を出していくということだと思うんですけど、連絡会議の中での話と、これは丸っ切り重なるものとは言えないのではないのかなという気がするんです。なので、ここは連絡会議のものとして残していくほうがいいんじゃないのかという気が、私はしています。

イのほうなんですけど、災害情報の発行

及び市対策本部への提供というところ、これも連絡会議としてやるということで、あっていいと思ってるんですけども、議長の役割のところですね、市対策本部からの情報を議員に提供するというのがあるんですけど、この被災状況の把握及び市対策本部に提供する、議員から反対に情報をとって、それを対策本部に提供するというの、この議長の役割の中にはないんじゃないかという気がするんですが、そこは書かなくていいのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○松本暁彦委員長 ありがとうございます。

まず、連絡会議の開会、(3)の連絡会議の開会についての③、所掌事務、(ア)と(イ)の部分についてのご質問でございますけども、まず(ア)につきましても、市対策本部が入手した災害情報の議員への伝達という項目につきまして、おっしゃるとおりまず議長の役割としては、災害情報の議員への伝達というものが適時実施すべきものということで、連絡会議の主たる役割ではないということで、今回は削除させていただいたところでございます。

実際に、当然連絡会議が招集されれば、実際の状況について各連絡会議に参加された議員に対しての説明というのは当然実施するものと考えております。その中で、ふだんやることをまた連絡会議であえて入れるということでも、委員長団で検討して、最低限必要なところを載せようというところ、文章の精査という部分もありますので、それで削除させていただいたところではございます。

それにつきまして、今のご意見もいただきましたので、いま一度委員長団のほうで

もう一度確認をして、どのように精査すべきかというのを検討させていただきたいと思います。

(イ)の被災情報の把握及び市対策本部への提供というところが、議長の役割の中に抜けているのではないかというご質問でございます。こちらについては、基本的に委員長団としましては、(2)議長の役割、②の摂津市地域防災計画に基づき、市対策本部にオブザーバーとして参加するという中で、災害対策本部への情報提供というところを含むと考えておりましたけれども、やはりここについては不明瞭な部分と言われましては、おっしゃるとおりでございます。こちらについても、反映するように、委員長団のほうで検討し、回答していきたいと思います。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○松本暁彦委員長 それでは、再開させていただきます。

そのほか、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松本暁彦委員長 それでは、続きまして次に6、計画の運用及び7、災害発生時の対応についてご説明させていただきます。

議会BCPの見直しにつきましては、前回の本委員会でご意見をいただいております、今後の災害対応の変化や地域防災計画見直し等に応じて議会BCPを適時見直ししていくことが必要になるため、新たに追加しております。

内容といたしましては、(1)、議会BCPの見直しとして、必要に応じて見直しをしていくこと。(2)、見直し体制として、

見直しは議会運営委員会が行うことについて明記をしております。

次に、7、災害発生時の対応についてですが、まず(1)、議会運営の停止基準につきましては、前回の本委員会でご意見をいただいておりますが、議会運営の停止基準を明確化するため、項目を追加しております。

内容といたしましては、①、震度5強以上の地震または地震を除く災害、自然災害や大規模テロ事件等の発生があり、市内において甚大な被害が予測される場合には、自動的に議会運営を一時停止し、その後被害状況を確認しながら再開等について議会運営委員会等で協議する旨を記載しております。

次に、(2)、本会議及び委員会の開会可否判断に係るケースについてですが、6ページから11ページに記載をしている各ケースについて、先ほどの議会運営の停止基準を反映するとともに、状況として初動期と初動期経過後にわけて表示することで、より具体的な流れをわかりやすく明記をしております。

なお、各ケースの一番下に記載している連絡会議については、必要に応じて開会することとなるため、手順としてはその他として表示をしております。

また、最後のページに添付をしております別紙の議案審議継続計画ケース別一覧につきましても、初動期と初動期経過後の部分を追加しております。

それでは、6、計画の運用及び7、災害発生時の対応についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、村上副委員長。

○村上英明委員 8ページのところなんですけども、ケース3のところ、委員会

付託後から最終日前日ということで、要はこれは次のケース4の委員会、ケース5の一般質問、全部を日期的に含んでしまうような感覚が見受けられたので、この部分で最終日前日、括弧書きでケース4、ケース5を除くとか、何か表現したほうがいいのではないかなということをおもいましたので。

○松本暁彦委員長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、ケース3につきましては、協議ではケース4、ケース5、ケース6を除く場合の日にちでございます。これについて、わかりやすく括弧書きなりを追記するという事は、委員長団のほうで検討して反映したいと思います。

ほかにご意見等、ご質問はよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松本暁彦委員長 それでは、ないようですので、最後に全体を通して何かご意見とご質問はございますでしょうか。

森西委員。

○森西正委員 構成の問題だと思うんです。例えば、3ページの一番上に「がある」というふうな文字があって、5ページの一番上が、4ページの下の方の災害発生時の対応の続きであるので、その辺は一つまとまりをページ単位で切れるように、その辺の構成をお願いしたいというふうに思います。

それと、改行のときに1行あいているところと、つまっているところと、結構ばらばらになってるので、その点を統一をさせていただきたいと思います。

○松本暁彦委員長 ありがとうございます。

文章構成について、各ページで完結するというところ、文章の構成が統一されて

いないところがあるというご意見でございます。こちらについては、しっかりと反映して修正をしております。ありがとうございます。

ほかに何か、全体を通してのご意見、ご質問はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松本暁彦委員長 それでは、本日いただきましたご意見につきましては、委員長団で協議の上、議会BCP案に反映をいたします。

また、各会派につきましては、会派内でご協議の上、次回の本委員会でご意見をいただき、協議決定いただけるよう進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前10時36分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 松本暁彦

議会運営委員 森西正